別表第三第４号様式の表中「　自己株式の取得による支出　」を「　自己株式の取得による支出
政府の出資による収入
国庫納付金の支払額　」に改める。

別表第四第１号様式の表中「　新株式申込証拠金　」を「　新株式申込証拠金
危機対応準備金
特定投資準備金
特定投資剰余金　」に改め、同表記載上の注意２(1)①中「(銭単位)」を「(純資産の部合計から危機対応準備金、特定投資準備金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額として附則第20条第２項に規定する国庫に納付すべき額に相当する金額の算定方法に準じて算出した額及び特定投資剰余金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額として附則第20条第３項に規定する国庫に納付すべき額に相当する金額の算定方法に準じて算出した額を除いた金額を純資産額として算定し、銭単位で記載すること。また、その旨を記載すること。)」に改め、同表記載上の注意２(1)②の次に同表記載上の注意２(1)③として次を加える。

③　上記のほか、普通株主に関する株式会社日本政策投資銀行の財政状態を正確に判断するために必要な事項

同表記載上の注意４を同表記載上の注意５とし、同表記載上の注意３を同表記載上の注意４とし、同表記載上の注意２の次に同表記載上の注意３として次を加える。

３　危機対応準備金、特定投資準備金及び特定投資剰余金は、それぞれ法附則第２条の22第１項、法附則第２条の23第１項及び法附則第２条の23第７項の規定に基づき計上し、それらの規定の条項を注記すること。

別表第四第２号様式（１）の表記載上の注意１(2)の次に同表記載上の注意１(3)として次を加える。

(3)　上記のほか、普通株主に関する一会計期間における株式会社日本政策投資銀行の成果を正確に判断するために必要な事項

別表第四第２号様式（３）の表記載上の注意１(2)の次に同表記載上の注意１(3)として次を加える。

(3)　上記のほか、普通株主に関する一会計期間における株式会社日本政策投資銀行の成果を正確に判断するために必要な事項

別表第四第３号様式の表を次のように改める。

（単位：百万円）

	株主資本								その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	危機対応準備金	特定投資準備金	特定投資剰余金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額																
新株の発行	××				××			××								××
政府の出資		××	××					××								××
資本剰余金から特定投資準備金への振替			××		△××			—								—
国庫納付					△××			△××								△××
特定投資準備金から資本剰余金への振替					△××			—								—
特定投資剰余金から利益剰余金への振替						△××		—								—
剰余金の配当						△××		△××								△××
親会社株式に帰属する中間純利益						××		××								××
自己株式の処分							××	××								××
・・・ ・・・																××
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)									××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額合計	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期末残高	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

別表第四第４号様式の表中「　自己株式の取得による支出　」を「　自己株式の取得による支出
政府の出資による収入
国庫納付金の支払額　」に改める。

別表第五２（１）の表記載上の注意２中「第121条第７号」を「第121条第８号」に改める。

別表第五の次に次の二表を加える。

別表第六（附則第２条関係）

業務別収支計算書（　年　月　日から
年　月　日まで）

（単位：百万円）

科目	特定投資業務	特定投資業務以外の業務	合計
経常収益			
資金運用収益			
役務取引等収益			
その他業務収益			
その他経常収益			
経常費用			
資金調達費用			
役務取引等費用			